

2012/5/15

特定非営利活動法人
食品安全グローバルネットワーク御中

食品添加物に関する政策について（ご回答）

民主党政策調査会事務局

食品添加物に関する政策についてご質問をいただきました。食品添加物に対する消費者の関心は高く、民主党は、食品添加物の表示の徹底等、以下のような政策を掲げ、政府・与党一体となって、食の安全・安心の確保に取り組んでおります。

- 食品の生産、加工、流通の過程を事後的に容易に検証できる「食品トレードサビリティシステム」を確立、原料原産地等の表示の義務付け対象の拡大
平成 21 年に成立した「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝授に関する法律」の附則には、私どもの主張に基づき「全食品のトレードサビリティ導入等の検討」「原料原産地表示の義務付け対象の速やかな拡大」が盛り込まれました。食品表示一元化の検討と並行して消費者目線に立った検討を進めます。
- 主な対日食料輸出国に「国際食品調査官（仮称）」を配置、輸入検疫体制を強化
政府は、諸外国における生産資材の規則体制系やその実態に関する調査の実施や動物衛生・植物防疫に関する現地調査等の実施を継続し、検疫や各国政府・国際機関との連絡体制、情報等の入手のための体制強化など輸入食品の安全性確保のための検査・監視体制の強化を図っています。民主党としても、こうした実施体制の強化を後押ししてまいります。
- 食品表示の一元化について
食品表示は、情報が消費者に適切に提供され、かつ、消費者がその情報を正しく理解し、それを基に適切な判断ができるツールの一つとして大きな役割を果たすものと考えています。政府は現在、食品表示一元化のための法制化の検討を進めており、民主党としてもこの検討状況を注視しています。

消費者政策は国民の健康と生活を守る入口です。国民すべてが消費者であることを肝に銘じ、これからも食品添加物への対応を含め、食の安全・安心の確保に取り組んでまいります。

以上